

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算Ⅰ				
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		係		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥			(注) ⑧				
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	363,610	(436,870)	352,510	(425,770)	⑥×84/100	+	3,530	(4,260)	×加算率	3,410
			乳児	436,870		425,770			+	4,260		×加算率	4,140
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	200,550	(273,810)	195,930	(269,190)		+	1,890	(2,620)	×加算率	1,850
			乳児	273,810		269,190			+	2,620		×加算率	2,580
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	157,640	(230,900)	154,720	(227,980)		+	1,470	(2,200)	×加算率	1,440
			乳児	230,900		227,980			+	2,200		×加算率	2,170

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	保育短時間認定
				(注)
①	②	③	④	⑤

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	(4,140)	×加算率
			乳児		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	(2,580)	×加算率
			乳児		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	(2,170)	×加算率
			乳児		×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④
-----------	-----------	-----------	-----------

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算	
(注)	⑩ (注)

休日保育 ⑪

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	146,530	(73,260)	1,460	(730)	×加算率
			乳児 +	73,260		730		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	146,530	(73,260)	1,460	(730)	×加算率
			乳児 +	73,260		730		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	146,530	(73,260)	1,460	(730)	×加算率
			乳児 +	73,260		730		×加算率

休日保育の年間延べ利用子ども数	
～ 210人	252,500
211人～ 279人	270,200
280人～ 349人	305,800
350人～ 419人	341,400
420人～ 489人	377,000
490人～ 559人	412,600
560人～ 629人	448,200
630人～ 699人	483,700
700人～ 769人	519,300
770人～ 839人	554,900
840人～ 909人	590,500
910人～ 979人	626,100
980人～ 1,049人	661,700
1,050人～	697,200

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	加算		夜間保育加算				
				処遇改善等 加算 I		⑫ 処遇改善等 加算 I				
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	2,520×加算率 2,700×加算率 3,050×加算率 3,410×加算率 3,770×加算率 4,120×加算率 4,480×加算率 4,830×加算率 5,190×加算率 5,540×加算率 5,900×加算率 6,260×加算率 6,610×加算率 6,970×加算率	÷ 各月初日の 利用子ども数	+	99,940	940×加算率		
			乳児				+	44,660	390×加算率	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児				+	30,120	+	240×加算率
			乳児							
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児							
			乳児							

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分	していない場合
				処遇改善等 加算 I
①	②	③	④	⑦

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児	860×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児	360×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児	220×加算率

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④

土曜日に閉所する場合			
月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合
⑮			

定員を恒常的に超過する場合
⑯

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児
			乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児
			乳児

$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 1/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 3/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 4/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 6/100}$
$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 2/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 3/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 5/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 6/100}$
$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 2/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 3/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 5/100}$	$\frac{((6) + (7) + 8) + (10) + (12)}{\times 6/100}$

$\frac{((6) \sim (18))}{\times 61/100}$
$\frac{((6) \sim (18))}{\times 82/100}$

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,900 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ－① 48,900 ÷ 各月初日の利用子ども数	
		B：処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	別に定める額 × 平均年齢別利用子ども数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 平均年齢別利用子ども数については、別に定める
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,800 4 級 地 1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,590 その他地域 110	
		3 級 地 1,570	
除雪費加算	㉓	6,120	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	154,880 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉖	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合	㉘	別に定める額 × 年齢別平均利用児童延べ数 ÷ 3月初日の利用子ども数	※1 3月初日の利用子どもの単価から減算 ※2 年齢別平均利用児童延べ数については、別に定める

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

処遇改善等加算Ⅲに係る別に定める額

事業所内保育事業（定員19人以下(小規模保育事業A型の基準が適用される事業所)）（保育認定）

定員区分	年齢区分	処遇改善等加算Ⅲ
5人まで	1、2歳児	13,080
	乳児	15,330
6人から 12人まで	1、2歳児	6,780
	乳児	9,050
13人から 19人まで	1、2歳児	5,120
	乳児	7,400

国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に係る別に定める額
 事業所内保育事業（定員19人以下(小規模保育事業A型の基準が適用される事業所)）（保育認定）

地域区分	定員区分	年齢区分	国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合
10/100 地域	5人まで	1、2歳児	2,070円
		乳児	2,680円
	6人から 12人まで	1、2歳児	1,170円
		乳児	1,780円
	13人から 19人まで	1、2歳児	1,120円
		乳児	1,800円